

前橋市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年6月27日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

内 監

平成28年6月27日

前橋市長 山本 龍 様

前橋市議会議長 長沼 順一 様

前橋市監査委員 赤川 常己

同 田子 一夫

同 横山 勝彦

同 小林 岩男

出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定に基づき、出資団体及び公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

出資団体及び公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査対象団体

本市が資本金など4分の1以上を出資または出捐している団体（出資団体）及び公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

(1) 出資団体

公立大学法人 前橋工科大学 (所管課：行政管理課)

(2) 公の施設の指定管理者

株式会社 オリエンタル群馬 (対象施設所管課：公園管理事務所)

前橋地域振興連携機構共同企業体 (対象施設所管課：公園管理事務所)

2 監査期間

平成28年5月10日から同年6月24日まで

3 監査対象

平成27年度における当該団体への出資又は公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成28年度も対象としました。

4 監査方法

出資又は公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(1) 出資団体

(団体関係)

- ・出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- ・会計規程等諸規程は整備されているか。
- ・会計規程等にのっとりた経理処理がされているか。また、事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ・出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

(所管部局関係)

- ・出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ・出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

(2) 公の施設の指定管理者

(団体関係)

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。

(所管部局関係)

- ・指定管理者の指定手続きは、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

5 監査結果

出資又は公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 出資団体：公立大学法人 前橋工科大学（要望事項 1件）

ア 自動販売機の設置について（要望事項）

現在、大学の構内に設置されている飲料水等自動販売機11台は、すべて固定資産の使用許可により設置されている。しかし、市において市有施設に飲料水等自動販売機を設置させようとする場合、原則として一般競争入札により設置者を決定し、行政財産の貸付けにより設置すると方針決定され、全庁的な取り組みを開始した平成25年度の賃貸借契約締結時の落札金額の合計は、行政財産目的外使用許可時の使用料に比べ約4倍となり、新たな歳入の確保に繋がった。

こうした実績を鑑み、大学構内に設置されている飲料水等自動販売機についても、新たな財源を確保する観点から、入札による設置を推進していくように検討されたい。

(2) 行政管理課

公立大学法人前橋工科大学への出資団体に係る事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 公の施設の指定管理者：株式会社 オリエンタル群馬（指摘事項 1件）

ア 中央児童遊園の利用料金について（指摘事項）

(ア) 団体料金の設定について

大型遊器具の利用料金において、市の承認を受けずに中央児童遊園条例で規定する利用料金以外である団体料金を設定し徴していた。

団体料金については利用料金の範囲内であるとの認識のもと、前指定管理者でも同様に取り扱っていたものだが、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に市所管課と協議し、承認された後に利用料金の決定や改定を行うように改善されたい。

(イ) 利用料金の減免について

利用料金の減免において、指定管理業務仕様書で規定する減免基準以外の新たな減免事項を設定し運用していた。

減免基準は明確に定めるとともに、その運用に当たっては公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に書面で市所管課と協議し、承認を受けるように改善されたい。

(4) 公の施設の指定管理者

：前橋地域振興連携機構共同企業体（指摘事項 2件、要望事項 1件）

ア 富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の利用料金について（指摘事項）

施設の利用料金において、市の承認を受けずに富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の設置及び管理に関する条例で規定する範囲を超えて利用料金を設定しているもの、同条例で規定していない施設に利用料金を設定しているものなどがあつた。

公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり事前に市所管課と協議し、承認された後に利用料金の決定や改定を行うように改善されたい。

イ 指定管理業務に係る経理の明確化について（指摘事項）

指定管理業務に係る支出において、本業務に係る各勘定科目の支出内訳を記載した帳簿等が作成されておらず、本業務に係る経理とその他の経理とが明確に区分して整理されているとは言い難い状況であつた。また、本業務のため開設した固有口座から共同企業体構成員口座への出金が行われているが、その出金内訳が明確にされていなかった。

公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な経理を行うように改善されたい。

ウ 売上金等の現金管理について（要望事項）

売上金等の保管現金において、経理責任者が、預金口座への入金の際に出納帳の収支差引残高との突合を行っているが、出納帳の記載誤りなどが複数見受けられることから、突合の正確性について疑義が生じる状況であつた。

売上金等の保管現金に係る確認については、事故防止や不正防止の観点から、複数人でのチェック体制を整えるなど、適正な現金管理を行うように努められたい。

(5) 公園管理事務所（指摘事項 4件、要望事項 1件）

ア 報告書等の審査について（指摘事項）

富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の各指定管理者から提出を受けた業務計画書及び事業報告書において、報告内容の審査を行っていなかった。

指定管理者の指定に関する事務取扱要綱、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり報告書の内容を精査し、必要に応じて指定管理者に対して指導を行うように改善されたい。

イ 書面による通知等について（指摘事項）

富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園それぞれの公の施設の管理に関する基本協定書第42条において、本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、

報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならないと規定しているが、書面で行っていないものが多数あった。

市と指定管理者で取り交わされる通知等については、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり書面で行うように改善されたい。

ウ 指定管理者が使用する備品について（指摘事項）

富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の市有備品において、各指定管理者に使用させているが、適正な備品一覧表の提示を行っていなかった。また、財務規則で規定された備品確認の状況が不十分であったため、市の備品台帳と中央児童遊園の備品を実査したところ、所在が不明なもの、在庫は確認できたが不用なものが見受けられた。

公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書にのっとり備品管理を行うため、指定管理者に対し、適正な備品一覧表の提示を行うとともに、財務規則にのっとり備品確認を行うように指定管理者へ指導されたい。

エ 労働環境の確認について（指摘事項）

富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館、中央児童遊園の管理において、各指定管理者と協定を締結しているにもかかわらず、労働環境報告書の提出を受けていなかった。

指定管理者の指定に関する事務取扱要綱にのっとり労働環境の確認を適正に行うように改善されたい。

オ 富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の指定管理業務について（要望事項）

(ア) 指定管理者に対する監督、指導について

共同企業体の各構成員の指定管理業務に係る役割分担において、共同企業体協定書では、構成員全員で設置する運営会議により定める旨を規定しているが、運営会議結果に係る記録等の提出を受けておらず、指定管理業務に係る詳細な役割分担を把握していない状況であった。また、共同企業体による指定管理となっていることから、各構成員の財務状況についても、常に把握しておくことが必要であると考えられる。

各構成員の指定管理業務に係る詳細な役割分担を把握し、役割に応じた業務遂行について、適切に指導するとともに、各構成員から必要に応じて直近の決算書や納税証明書等を提出させ、財務状況を審査し、安定した施設の管理運営を維持できるように努められたい。

(イ) 指定管理業務の適正な履行について

指定管理業務の業務内容において、公の施設の管理に関する基本協定書で業務の範囲について規定するとともに、指定管理業務仕様書でその詳細を定めているが、市と指定管理者における認識不足や双方の見解の相違などにより、指定管理業務仕様書にのっとり運用が行われていないものが複数あった。

指定管理業務は、公の施設の管理に関する基本協定書、指定管理業務仕様書に基づき行われるものであることから、協定事項や仕様内容について精査し、双方の共通認識のもと適正な指定管理業務が行われるように努められたい。

(ウ) 指定管理業務に係る支出内容の確認について

事業報告書の収支実績の記載において、公の施設の管理に関する基本協定書で事業報告書の提出について規定し、事業報告書には業務に係る経理の状況を記載することを求めているが、指定管理者から提出された事業報告書の収支実績には、各勘定科目の支出金額の記載のみで、その内訳までは記載されていなかった。

指定管理業務に係る支出が適正に行われているか確認するためにも、指定管理者に対して収支実績の記載内容の見直しや支出内訳書等の添付を求めるなど記載方法について指導されたい。